

ことばとしての「女性問題」をかんがえる

遠藤 織枝

—はじめに—

1989年6月初旬から約1カ月、さらに8月中旬の一時期、日本社会に、とびかかった「女性問題」ということば、このことばをよみ、ききするたびに、わたしはこころおだやかならぬおもいをあじわった。いったい、わたしをふくむ女性がどんな「問題」をおこしたのか、「女性」がおこした「問題」ではないのに、なぜ「女性問題」なのかと。小文では今回の宇野前首相、山下前官房長官のひきおこした「問題」—むしろ「事件」—をあらわす新聞の用語として「女性問題」が適当かどうかをかえがえ、行政のかわではどう表現しているかをしらべた結果を報告する。

1. 「問題」の意味と用法

わたしが「女性問題」の語に違和感をおぼえるのは、この意味を「女性のおこした問題」とまず解釈するからである。一方、この語は「女性に関する問題」とも解釈できるから、こちらの意味とうけとめれば、宇野、山下両氏の事件を一部分としてはただしく表現していることになる。

まず、宇野、山下両氏の事件の内容をつぎのように把握して論をすすめる。

宇野氏事件では、

- ① 6月18日号『サンデー毎日』に、「『宇野首相』の醜聞スキャンダル—あなたは月に30万円で私を自由にした—」との記事があった。
- ② 元芸者のA子さんの発言で、うえの記事はかかれた。
- ③ A子さんは、「愛人」「2号」「妾」などとよばれるような継続的で多少なりとも愛情をともしなう存在ではなく、宇野氏との交渉は金銭を媒介にした一時的なものであった。

発端はA子さんの発言であるから、女性であるA子さんがひきおこした問題ととらえることはできるが、「女性問題」の語はいつも「宇野首相の」という限定

句つきでつかわれている。「宇野首相のA子さんとの金銭を媒介としての情事が露頭して厄介になった問題」の意味でこの「女性問題」の語はつかわれている。

山下氏のいきさつは以下のとおり。

① 8月24日発売『週刊新潮』によれば、84年から87年にかけて、ふかい関係にあった、赤坂のバーでアルバイトをしていた女性に、山下氏が海部内閣発足直前の8月3日に300万円をおくった。

② B子さんは2週間後に、これまで山下長官からもらったハンドバックなどとと一緒に300万円をつきかえした。

両氏ともに極似の内容の事件である。つまり、宇野氏はA子さんに、山下氏はB子さんにそれぞれ金銭をはらって性交渉をもった、買春行為である。

継続的愛情をとまなう存在ではないとのべたが、そういう存在ならいいのか、ということでは決してない。つま以外の女性をつまのような存在としてつま以外にもつということは一夫一婦制の婚姻形態をとる社会でゆるさるべきではない。けれども、感情動物でもある人間として、ときにつま以外の女性をつま以上にあいしたり、おと以外の男性をしんからあいするようになることは、ありうることで、そのばあいはふたりの男女の愛情の問題である。それは金銭を媒介とした買春でも売春でもないからここではそれとは別のものとしてかんがえる。

宇野氏、山下氏の行為を「女性問題」と表現することに違和感をもつのは、つぎのような理由による。つまり、「女性」一般の「問題」でもなく、「女性」がひきおこしたのもなく、ふたりの男性が金銭でふたりの女性の性をかかったことでひきおこされた事件なのに、その事実をあいまいにし、あたかも女性がなにかをしてかしたかのような誤解をまねきやすい表現だからである。

両男性にとっての「問題」は、そのスキャンダルが表面化したことと、職を辞す決意までさせられたことであって、A子さんB子さんふたりの女性の「問題」なのではない。

ところで、「問題」の語にはどのような意味があるのか。『大辞林』（三省堂1988）によれば、

もんだい【問題】①答えさせるための問い。解答を必要とする問い。「算数の一を出す」②取り上げて討論、研究してみる必要がある事柄。解決を要する

事柄。「それは一だ」③取り扱いや処理をせまられている事柄。「就職の一人で悩んでいる」④世間の関心や注目が集まっているもの。噂のたね。「一的人物」⑤面倒な事件。厄介な事。ごたごた。「一を起こす」（用例一例のみ他は略）

『日本国語大辞典』（小学館 1974『日国大』と略記する）では、

①答えを求めるための問い。②批判や論争または研究の対象となる事件。③話の主題。世間で注目を集めている事柄。話題。④面倒な事柄。厄介な事件。

『広漢和辞典』（大修館 1980）では、

①質問して答を要求する題目。②争いの材料となる事から。③研究し協議して決めるべき事から。

のようになっていて、辞書により語義のわけかたが多少こととなっている。

ふたりの男性の「女性問題」の「問題」の意味は『大辞林』の⑤、『日国大』の④の語釈にしめされた「面倒な事柄、ごたごた」に相当するといえる。

では、「問題」という語はどのようなばあいにもちいられるか。『読売新聞縮刷版』（Yと略記）1988. 8～1989. 7『朝日新聞縮刷版』（Aと略記）1989. 6～1989. 7『毎日新聞縮刷版』（Mと略記）1989. 6～1989. 7それぞれ起事索引からひろいだしてみた。新聞でつかわれる「問題」のつかわれかたと、どのような事象を「～問題」とよんでいるかをしるためである。

(1) 単独でもちいられる例

- a. 共通一次試験の問題と正解 Y. 89. 1
- b. 米の貿易赤字は問題ない A. 89. 7
- c. 流通の問題はどこにあるか M. 89. 6
- d. 調布市など10市がプレゼントを業者に委託、決算委で問題に。M. 89. 6

(2) 複合してもちいられる例

(2)－① 「問題○○」としてつかわれる例

- e. 問題発言 A. 89. 7
- f. 山村留学、問題点も A. 89. 7

- g. 意味ある問題提起 Y. 88. 12
- h. 「問題国」から「マーケット日本」へ Y. 89. 1
- (2)－② 「〇〇問題」としてつかわれる例
- (2)－②－1. 〇〇が人間をさすばあい
- i. 老人問題 A. 89. 6
- j. 難民問題 Y. 89. 6
- k. 外国人労働者問題 Y. 89. 5
- l. 矢野問題 Y. 88. 12
- m. 塚本問題 Y. 88. 12
- n. 藤波問題 Y. 88. 10
- (2)－②－2. 〇〇が地名をさすばあい
- o. 中国問題 A. 89. 7
- p. カンボジア問題 M. 89. 7
- q. アフガン問題 Y. 88. 12
- (2)－②－3. 〇〇が事象をあらわすばあい
- r. 政治倫理問題 Y. 89. 5
- s. コメ自由化問題 Y. 88. 9
- t. 防衛費問題 Y. 88. 8
- u. インサイダー取引問題 Y. 89. 5
- v. 江副氏喚問問題 Y. 88. 9

さきの辞書では、それぞれ語義が3項目から5項目にわけて語釈がほどこされていたが、その語義もたがいに関連があり、③と④はまったく別のもの、というわけではない。『大辞林』の語義のわけかたは5項目であるが、その②の「取り上げて討論、研究…」と③の「取り扱いや処理…」の区別がはっきりしない。いずれも研究、処理などをしなくてはいけない点は共通である。だから『日国大』では、この部分はわけないで4項目の語義としているわけである。

また、ある問題が世間で話題になり、注目をあつめる部分だけをとらえると、『大辞林』の④『日国大』の③の語義にあたるが、それが、たちばや視点によって

は厄介な事象であり、ごたごたに相当することもありうるわけで、そのばあいは『大辞林』の⑤、『日国大』の④の語義ということになる。

「問題発言」との表現をみても—その発言は大臣の女性蔑視に関するものや、農民を侮辱した内容のものであったが—それらが大臣の発言として適切でないだけでなく、人権や平等に関する当然の考慮がなされていない点で話題になった。だから『大辞林』の④に該当するといえる。しかし、そのことは同時に自民党側からみれば、この選挙の大事なときに厄介なことをしでかしてくれた、という『大辞林』の⑤の意味にあたる「問題」の発言でもあった。

このように、語義がわけられているからといっても、もともとおなじ語のことであるから明確な線引きのできるものではない。また、「○○問題」と表現される場合の「○○」の内容により「問題」のとらえかたがかわってくることもある。

「○○」が中国、アフガンなど国名、地名のばあいは、そのころその場所で紛争や事件などがおき、その処理がとりざたされたり、ひきつづき検討をもとめられたりするときに、たとえば「中国問題」として表現される。中国がひきおこした事件というより、中国に関して検討をせまられる事象の意味でつかわれている。

「○○」がことごとであるばあいは、

たとえば、「コメ自由化問題」であれば「コメ自由化」を要求されそれにどう対処するか検討をせまられている「問題」である。「○○」は問題の主体でなく、問題の対象である。

「○○」がひとであるばあいは、

「藤波問題」を例にとると、この内容は自民党元官房長官藤波孝生氏の秘書がリクルートコスモス社の第三者割当増資株の譲渡をうけていたことが発覚して「問題」になった。だから、この「問題」は藤波氏をどう対処するか「問題」というよりも「藤波氏がひきおこした問題」の意味となる。

「矢野問題」の場合も、その内容は「『明電工』事件に絡む矢野公明党委員長の疑惑が明るみに出て、公明党内に動揺が走っている」（『読売』88.12）というもので、矢野氏をどうするかの問題ではなく—派生的にそれも話題になろうが—矢野氏がひきおこして公明党を動揺させている「問題」の意となる。

「〇〇」がひとであっても、「老人問題」「難民問題」などでは、老人、難民がひきおこした問題ではなく、老人や難民をどうするかの問題である。

個々の事例により明確な線ひきはむずかしいが、まとめると、(1)「〇〇が厄介をひきおこした問題」の面と、(2)「〇〇を対象として対策、検討をせまられる問題」の面と大別することができる。

「問題」自身に、辞書でみたようないくつかの語義があるのだから、実際につかわれるばあいも、いくつかの意味をしめすのは当然のことである。

さて、「女性問題」にもどって、以上のような実際のつかわれかたから、この表現をかながえてみたい。

「〇〇」が事象のばあいは、「〇〇」は対策、検討、研究の対象であり、「〇〇」がひとのばあいはそのひとは問題の主体のばあいも対象のばあいもあった。その「〇〇」に「女性」をいれてみると「女性が主体となって、ひきおこした問題」「女性を対象として、その女性に関する対策、検討がせまられている問題」のふたつの内容がかながえられる。

ところが、このことばで報道された実態はそうではなかった。「宇野、山下両氏がひきおこした問題」であり、「その両氏を対象としてその処遇や善後策で自民党や海部首相がなやまされた問題」であった。

いいなおせば「宇野問題」であり、「山下問題」であった。「女性問題」はそもそもまったく不適當な表現であった。

以上のような、「問題」の語義からかながえた実際の用法とは別に、一方で、男性のうわきが発覚したときのことをいう表現が「女性問題」なのだ。「女性問題」の語義として、さきのふたつに、「男性の浮気が世間に知られて厄介をひきおこした事柄」というのをくわえればいい、という主張が予想される。

しかし、そうなると「女性問題」なる表現が、どの意味でなされているのかすぐには判断できないという事態がおこってしまう。

現に「党派を超えて協調を確認/女性問題の解決めざし」（『朝日』89. 10. 5）のような記事もある。ここではもちろんのこと、スキャンダル云々の意味はなく、「女性を対象として解決しなければならない諸問題」の意でつかわれている。

結局、「女性問題」との表現では事象の本質を的確にあらわせず、意味のばけたあ

いまいなつたわりかたしなくなくなる。このことは宇野、山下両氏のような本質をはっきりしられたくないひとにとっては、とても好都合なありがたい表現ということになる。

だからこそ、報道するがわはこの事件について「女性問題」をもちいてはいけないのである。冒頭にのべたように「買春行為」と明確に表現すべきなのである。

なお、「女性問題」は適当ではない、として「男性問題」とすべきという説がある。

女性ではなく「男性がひきおこした問題だから」という。（『朝日』89. 7. 21 『朝日ジャーナル』本多勝一 89. 8. 4 p81 『朝日』上野千鶴子 89. 9. 10 など）

たしかに男性、宇野、山下氏がひきおこした問題ではあるが、「男性問題」としてもやはり内容が漠然とすることにかわりはない。「男性問題」には「男性に関する問題」の意も「男性がひきおこした問題」の意もあり、さらに「スエーデンでは、生活力のある女性は男性を『手放す』傾向があり、捨てられた男性がアルコール中毒になるなどの『男性問題』も生まれているという」（『朝日』89. 7. 27）のようなあたらしい用法もでてきているのだから、あらたな混乱をひきおこす可能性がおおきい。「問題」をつかうなら「宇野問題」—としても宇野氏のひきおこしたどの問題か、あるいは、宇野氏に関する問題なのかははっきりしなくなるおそれはあるが、男性一般とするより焦点がしぼられてよい—「山下問題」とすべきで、さらに事態の本質を正確につたえようとするなら、くりかえすが「買春事件」以外にないのである。

2. 新聞報道の「女性問題」

新聞がこの「女性問題」を報道する際、「」や“ ”でくり、意味を限定しているばあいと、地の文にとけこませているばあいがある。

- ① 「女性問題」に揺れる宇野首相の…（『毎日』89. 7. 5）
- ② 首相自身の女性問題で各候補から支援お断り…（『毎日』89. 7. 5夕）

①②ともおなじ事実、おなじ内容をさしているが、①の記事には「『女性問題』

にはいろいろな内容が考えられるが、ここでは宇野氏の買春事件に限定してこの表現で示している」のだ、との意識がはたらいっているとみられる。②は「女性問題」といえば買春、不倫がばれたときにつかうだけで、誤解される危険はない、と判断されたつかいかたである。

このふたつの表記はおなじ新聞でおなじ紙面でもでてくるが、新聞により傾向がことなる。「」、” ” つきのものとつかないものとくらべてみる。

(6・7月縮刷版)

新聞名	” ”、「」つきのもの	つかないもの
朝日新聞	35	10
毎日新聞	5	29
日本経済新聞	0	15
読売新聞	6	44

『朝日』は「 」つきでつかう例がおおく、『日経』ではすべて地の文とおなじあつかいである。

さらに、「女性問題」の表現自体がかわってきた例がある。『毎日』は、6月中旬のこの発端のころは「女性問題」と報じていたが、7月はじめから「女性スキャンダル」の表現がおおくなってきた。

6月26日2面では、「宇野首相の女性問題が表面化して」のようであったのが、7月3日夕刊2面には、「この宇野首相の女性スキャンダルと続いた」とかかっている。7月初頭はこの二種類の表現がまざりあっている。

7月10日以降は「女性問題」もときにまざるが、「女性スキャンダル」の方が圧倒的におおくなる。

その結果8月24日朝刊で山下長官のおなじような事態を表現する5段のみだしも「女性スキャンダル」がつかわれるようになる。

他の新聞でも文中に「女性スキャンダル」の語はつかわれることもたまにはあ

るが、主として「女性問題」がつかわれている。

『毎日』は、これらの事態をあらわすのに「女性問題」は本質をついていないから適当ではない、と新聞社としてかえがえているようだ。

「女性スキャンダル」としても、女性に関するスキャンダルなのか、女性がひきおこしたスキャンダルなのか不明瞭だから、やはりまだ十分に核心をついた表現とはいえない。しかし、「問題」より「スキャンダル」の方が、本質にせまっているという点では他社より一歩前進しているといえる。

3. 行政の用語としての「女性問題」

1989年4月、北海道や京都市が、役所の機構の名称としての「婦人」を「女性」にあらためたことが報じられた。

京都府は、これまでの春少年婦人課を格上げして女性青少年室をつくり、その下に女性政策課を置き、スタッフも増す。

福岡市は、今日一日付で婦人対策課を女性企画課に改めた。「女性が生まれたときから死ぬまでの生涯を視野に入れた行政が必要。婦人のままでは、既婚者、成人イメージが強く若い層からソッポを向かれる」と担当者。（中略）

婦人に関する長期プランにも「女性」を前面に出す例が目立つ。栃木県では「とちぎ新時代女性プラン」、北海道は「女性の自立プラン」と改められたが、担当者は「文書や会議の名前も徐々に『女性』に変えていく方針。しかし、例えば女性問題という表現だと、まだ男の浮気問題などと連想されるなど一気には改められない」と説明している。（『朝日』89.4.8）

この2カ月後に宇野首相の買春事件が発覚するとはだれも予想しなかったであろう。「女性問題」の語が連日まいおどる紙面をみて、上記の担当者は先見の明があったと、むねをはったのではないか。やはり改称しなくてよかった、女性グループから改称の要求があっても、まだ当分改称すべきではないと、あらためて確信をふかめたのではないか。

「婦人〇〇」を「女性〇〇」にかえるということは単にことばいれかえという技術的な作業ではなく、「婦人」ではよくなくて、「女性」でなければいけない

という積極的な理由があつてのことである。それはさきの『朝日』も報じていた「婦人」と「女性」のイメージの差であり、対象となる人物のはばと層の差からくるものである。だから、そのことばと現実のずれをなくすため、また、それらの担当する業務の本来の目的にちかづけるにより適当な名称をもとめて、改称の要求があるのである。

東京都婦人問題協議会も「『平等社会を目指す以上、男性の対語としての女性の方が適切』『婦人は結婚した女性と誤解される』から、組織名、公文書から『婦人』を追放するよう提言している」（『毎日』89. 3. 24）のである。

そこで、各自治体の男女平等、女性の地位向上の施策をおこなう部局の位置づけと名称がどうなっているかをみることにする。

これらの施策は、1980年に女子差別撤廃条約に日本政府が署名して以来、より具体的になったものである。1985年に同条約を比准した政府としては、その条約を実現するための具体的な行動をとることを内外に約束したわけで、行動計画づくりを関係官庁、地方自治体にもとめて国全体に徹底をはかっている。その全体を総括するのが総理府の婦人問題推進企画本部で、その本部長には歴代の首相が就任することになっている。なんと宇野氏もその本部長であった。

さて、各都道府県と東京都内のそれらの関係機関名はどうなっているか。

東京都生活文化局婦人青少年部婦人計画課のまとめた「都道府県及び指定都市における婦人に対する施策の推進状況」「（東京都）推進体制等一覧」（1989. 5月現在）から、①部（局）課（室）、②行政連絡会議、③懇談会等のそれぞれの名称をみていく。

3-1 部（局）課（室）名

こうした部課名の命名のしかたは、(1)婦人、女性が単独のもの、(2)青少年、児童などと組合わせられているもの、に大別できる。(1)の中には婦人対策室のように「対策」など、その課の行政内容、性質が少しわかるような語句をつけたもので、その語句のことなるものがある。つけないものもある。(2)としては青少年婦人課、

婦人青少年課のように順序によるちがいと、婦人、女性が一括されるもう一方の
がわが青少年、児童などのちがいがある。

さらにもうひとつの命名のしかたとして、(3)婦人も女性もつけない「生活課」の
ようなものがある。以下にそれらの実際を名称ごとにまとめて紹介する。部と局、
課と室など所属位置をしめすものは都道府県によりことなるし、一局一室、と
一局一課一室、など系統についても同様ではないが、ここでは最も具体的に行政
を担当する部分の名称をあつかう。

(1) 婦人・女性だけを対象とする名称

(1)－1 他の語を加えない

1. ○○部（局）婦人課 札幌市、静岡
2. ○○課（局）婦人室 長野、川崎市

(1)－2 「対策」「企画」などの語とくみあわされたもの。

3. ○○部女性企画課 福岡市
4. ○○部婦人企画室 神奈川
5. ○○部婦人計画課 東京
6. ○○部○○室婦人企画班 岡山
7. ○○室女性政策課 京都
8. ○○課女性対策室 福井
9. ○○部婦人対策課 大阪、奈良、福岡、大阪市
10. ○○部婦人対策室 長野、熊本、北九州市
11. ○○部婦人行政課 埼玉、滋賀
12. ○○部婦人・生活課 兵庫
13. ○○部生活婦人課 高知
14. ○○部婦人福祉課 愛媛
15. ○○部婦人問題担当室 名古屋市、神戸市
16. ○○局婦人行政推進室 横浜市

(2) 青少年、児童などくみあわされた名称

(2)－1 婦人がさきにくるもの

17. ～部婦人青少年課 栃木、新潟、富山、山口、仙台市、京都市

- | | |
|-------------------|--|
| 18. ～部婦人児童課 | 茨城、群馬、香川 |
| 19. ～課婦人少年室 | 島根 |
| (2)－2 婦人があとにくるもの | |
| 20. ～部青少年婦人課 | 岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、山梨、
岐阜、三重、和歌山、鳥取、広島、佐賀、大
分、宮崎、鹿児島、沖縄 |
| 21. ～部青少年婦人室 | 北海道、青森、愛知、徳島 |
| (2)－3 対策の語をともなうもの | |
| 22. 青少年婦人対策課 | 広島 |
| (3) 婦人・女性のつかない名称 | |
| 23. ～局県民生活課 | 石川 |

以上、23種類の命名のしかたがあった。男女平等が徹底している社会であれば、ことさら女性のための施策は必要とせず、生活全般、人権一般をあつかう部局があればいいわけで、石川県の名称「県民生活課」は、そうした社会が実現したあとの命名として適しているであろう。いちいち「婦人対策、女性企画」などの部課を必要としない社会の方がのぞましいのだから。

が、現在の日本の社会の実情は、まだまだこれら女性の地位を向上させ、女性が人間として平等なあつかいをうけられるための施策を担当する部局と担当者を必要とする。その意味では、石川県の名称では、真剣に現在の女性のおかれた位置を認識し、改善向上させる施策を県として推進しようとしているのか、といった疑問も生じてくる。

これらの名称の中で行政として積極的にとりくもうとする姿勢がうかがえるものとしては、「婦人行政推進室」（横浜市）であろうか。婦人（「女性」であればもっとよいのだが）に関する行政を推進すると銘うっているのであるから。とはいっても、他の「婦人対策課」というような、婦人をどうにかしようという対策をかんがえるかにも解釈される名称とくらべればまえむきの姿勢がみられるというだけで、「婦人行政」ではいったいなにをしようとするのかまだわからないことも事実である。

また、「婦人」が「女性」に名称を変更した自治体がおおいと新聞で報じられ

たにしては、「女性」の語をもちいる自治体はまだすくない。変更がおおいのではなく、「女性」のつくのが皆無であったところへ福岡市、京都府、京都市の三自治体が「女性」にあらためたからニュースになったのであったらしい。

つぎに、これらの部課が青少年、児童などと一緒になった名称がおおいのはどうしたことか。これらの部課の設置の目的は、そもそも、女性であるがゆえの不当な差別、いわれのない不平等あつかいを国家としてあらため、すべての女性が本来の人間の尊厳をとりもどしうる施策をおこなうためであったはずである。（それを実行すると政府は世界に約束したのだから）

それなのに青少年婦人課など青少年と女性をひとまとめに施策する課がおおいのは、それらの為政者には、女性の真の解放の実現と、指導や保護を必要とする未成人への対策とおなじレベルの問題と把握されているからだろうか。青少年の問題を軽視するわけでは決してないが、女性の解放は、それとはまた時限がまったく別だということを為政者たちはしらないのか、しろうとしないのか。

未成人に関するいろいろな問題を処理し、改善をはかり、施策するのとおなじ部局で、積年の社会機構や頑強にこびりついた偏見、意識のひずみなどがうんだ女性差別、男性とおなじ人間とはみられないさまざまな歴史的伝統的しくみを根本的にあらためていくことができるのか。青少年や児童を保護し指導するとおなじレベルでおなじあつかいで真の解決がはかれるものなのか。この種の名称をみるとき、そう命名した為政者たちにはこの程度の認識しかないのではないか、適当にお茶をにごすとといった実情ではないのかと、懐疑的にならざるをえない。

婦人（女性）対策室の名称も、これらの部課名としてふさわしいとはおもわれない。この表現からまず考えるのは「婦人（女性）に対する策、つまり婦人をどう対処するかを行政する部局」である。実際はすでに何度もおべているとおり、男女の完全な平等を目指す施策を推進するための部課のはずである。対策は、それをはばむ日本社会をどうかえ、従来の固定した人々の意識をどうあらためるかにこそおかれなくてはならないのであって、当面必要なのは女性への対策ではなく、女性解放を推進し達成しようとするうごきをはばむものへの対策なのである。

女性（婦人）対策課（室）のような名称では、児童や青少年とおなじあつかいでない点はすすんでいるが、対策の対象が逆のものとうけとめられる点ではふさ

わしくない。こうしてみるかぎり、どの自治体の当該部課の名称からもその目的を明確にし、施策を具体的にすみやかに推進しようとする意気ごみは感じられない。

つぎに、これらの部課が行政機構のどの部分に位置づけられているかを概観してみる。

A. 生活局（部）・市民局・県民部のような部局

山梨、埼玉、神奈川、札幌市など

B. 社会部・総務部など

千葉、岐阜、愛知など

C. 企画部・企画調整部など

山形、長崎など

D. 福祉部・民生部など

三重、和歌山、高知など

さらに岡山のように「地域振興部」に属する県、秋田のように「生活環境部」に属する県など、女性解放も地域の環境問題のひとつととらえられているかのような自治体もある。

全国的にみて、もっともおおいはDのタイプで、福祉関係の部局におかれている。この事実も、男女の完全平等をめざす視点の欠落を感じさせる。

福祉とは「幸福、公的扶助による生活の安定・充足」（『広辞苑第3版』）「人人の満足できるような生活上の幸福」（『三省堂国語辞典第3版』）と説明されるような概念で、もちろん人間にとって重要なものであるが、女性の解放、男女平等の実現、人間としての女性の尊重をもとめるのは福祉の範疇ではなかろう。福祉は生活上の安定、幸福であるが、ここで求められているのは生活のレベルよりさらに上の人間の存在の基本にかかわるものを保証することのはずである。行政としては最重要最優先課題としてただちに実現をめざす努力をすべきことかなのである。

3-2 行政連絡会などの名称

各自治体は、当面する施策を具体的にすすめるために行政連絡会・懇談会など

をもうけているので、その名称を検討してみる。

行政連絡会では、

婦人問題行政連絡会議／協議会 青森、千葉

女性対策行政連絡会議 福井

のように、婦人、女性、問題、対策、行政、連絡、推進、企画などの語を組み合わせた種々の名称がつくられているが、これらのなかでもっとも具体的に内容をあらわしているとおもわれるのは「女性の地位向上推進協議会」（福岡市）であり、「女性のための行政推進会議」（札幌市）である。他は「婦人問題庁内連絡会議」（島根）や「婦人関係行政連絡会議」（東京）など、婦人のどういうことをどうしようというのかまったくわからない名称がほとんどである。

3-3 懇話会などの名称

懇話会などの名称では

A. 婦人対策懇談会 岩手

B. 女性問題（推進）協議会 広島市、川崎市など

C. 婦人問題（推進）懇話会 山形、和歌山など

のようなものがみられる。いちばんおおいのがCのタイプで「懇話会」が「協議会」「検討会議」などに変形しているものもあわせると、実に42の自治体でこの種の命名をおこなっている。

「婦人」をつかわず「女性」の語をもちいているのは都道府県では北海道、岐阜、大阪、山口の4つ、指定都市では札幌、川崎、広島、福岡の4市のみである。

まだまだ、「女性問題」の語にこだわりを感じる行政体がおおいようだ。「婦人」を「女性」にかえたほうがいいとおもっても、やはり宇野首相の「女性問題」式の用法がいきているので、こだわってしまうのだろう。

この懇話会等の名称で、内容がわかりやすいのは福岡市の「女性の地位向上推進懇話会」札幌市の「女性のための計画推進懇話会」である。他の「婦人問題懇話会」などの名称ではやはり内容が明確にされていず、なにをどうしようとする懇話会なのか外のものには皆目わからない。

東京都内23区のなかでは千代田区、江戸川区の2区をのぞいて婦人に対する

施策を推進するための部課を設置している。また推進会議のようなものは18区、懇談会などは11区が設置し、行動計画を策定しているのは19区である。都内26市については担当組織を設置11市、推進会議等12市、懇談会等13市、行動計画策定19市となっている。

担当部課名は婦人少年室（新宿、杉並など）のように児童、保育、青少年などと一緒のもの、地域（自治）振興課（墨田、台東など）式のもの、総務課（中央、目黒など）5区、企画課（立川、町田など）と、他の部課のなかにふくまれている区、市がおおい。

懇話会などの名称では「婦人問題懇話会」（練馬、江東など）式のがもっともおおく、つぎが「婦人行動計画推進協議会」（保谷、品川など）式のものである。

行動計画の名称も「練馬婦人行動計画」「渋谷区基本構想」式のもはあまり内容がわからない。「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための『品川区行動計画』」「男女共同社会をめざす世田谷プラン」「男女共同社会の実現をめざして」（豊島）のようなものは第三者がみてもおよそ内容の見当がつくし、意欲も感じられてこのましい。

なお、89年9月29日付『毎日』は、中野区が区の事業や文書で「婦人」をやめ「女性」に統一していくことにきめたと報じている。

— おわりに —

宇野、山下両氏の事件を「女性問題」とよぶのは本質をつたえていないので適当な表現でないことをまず他の「問題」の語のつかいかたの例からかんがえてみた。

また、行政の女性の地位向上を目的とする施策をおこなう部課、推進する協議会などの名称で「婦人問題」をとりいれているのが非常におおいことがわかった。主として既婚者、やや高い年齢層をさす「婦人」よりも、ひろく女性の一生全部にわたる存在をあらわす語として「女性」のほうが適切だ、とわかっているにもかかわらず「女性問題」とかえられない理由のひとつは「宇野首相の『女性問題』」というようなスキャンダルを意味するつかわれかたがあるから、とかんがえられる。その意味でも新聞、雑誌はこの語の用法を再検討してほしい。

さらに一步すすめて行政体などの名称については、「婦人」→「女性」としたところで「～対策」「～問題」のようなとらえ方ではそれらの組織の本質を表示したものにならないことを指摘したい。担当の部課なり懇談会なりが、具体的になにをし、どの方向にすすもうとしているのかがわからないからである。総理府の「婦人問題企画推進本部」に発する「婦人問題」の語のわかりにくさは依然としてこのころである。「問題」の語そのものの用法として、対象となるか主体となるかのいわば矛盾したふたつの使用法があったのだから、所詮混同、誤解はまぬがれないのである。はっきり女性の解放、地位向上のための企画推進本部と銘うつことこそ、先決課題ではないか。内容が鮮明になり、推進の方向や方法が具体化すれば、推進力も増大しよう。その結果これらの組織の目的がよりはやく達成されることこそ、だれもがねがうところなのである。